

番号：160275

国名：インドネシア共和国

担当：産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第一チーム

案件名：電子機器試験機関・LED産業能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年6月下旬から2016年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシア共和国政府は、エネルギー政策の一環として、「国家省エネルギーマスタープラン」を発表し、2025年までに工業、商業、住宅などの分野別に省エネルギー目標を掲げている。その中、各分野で利用可能な省エネルギー製品を代表するLED（Light Emitting Diode）を使用した製品については、インドネシア国内での普及に伴い、一定水準を満たさない粗悪品の国内流通が問題となっている。

インドネシア工業省（MOI：Ministry of Industry）、エネルギー鉱物資源省（MOEMR：Ministry of Energy and Mineral Resources）などは、LED製品（LEDランプ、LED照明器具、LEDモジュール、LED駆動装置、LEDソケット）のインドネシア国家規格（SNI：Standard National Indonesia）を、国際規格であるIEC（International Electrotechnical Commission）規格に基づき整備を進めているが、現状では強制規格化には至っておらず、粗悪品であっても自由に市場に流通している状況である。このため、強制規格化の実施が今後予定されている。

製品が強制規格化された場合、製品の規格への適合性評価（認証）に必要なデータ取得を行う試験機関が適切に計測を実施できることが必要である。電子製品の認証に資する試験機関として、MOI所管ではB4T（Balai Besar Bahan dan Barang Teknik）とBARISTAND（Balai Riset dan Standardisasi Industri Surabaya）の二機関が存在する。JICAでは、2010年から2012年にかけて、「製造業要素技術・基幹産業開発（電気電子）」の技術協力事業にて複数の専門家をB4T、BARISTANDなどに派遣し、安定器内蔵型蛍光ランプなどの電気電子製品の試験能力強化などの支援を行った。この支援もあり、B4T、BARISTANDは、電気電子製品全般の試験を行える素地を有しているものの、LED製品に特化した試験体制までは有していない。

一方、強制規格化が実施され、製品認証が適切になされたとしても、市場に流通する製品を監視し、規格不適合品を市場から排除する仕組みがなければ、粗悪品の抜本的な削減にはつながらないという問題もある。

上記の状況から、LED製品のSNIによる強制規格化の実施とともに、LED製品のSNIの認証に資する試験体制の整備、およびLED製品のSNI不適合品の取締体制の整備が急務となっており、インドネシア政府は日本政府に対して技術協力プロジェクトの実施を要請した。

本詳細計画策定調査は、本技術協力プロジェクトの目標、活動内容、実施体制等について、カウンターパート（以下「C/P」）機関である工業省（MOI）をはじめとするインドネシア側関係者と確認・協議した上で、協議議事録（M/M）に署名するとともに、事前評価を行うために必要な情報を収集・分析することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの計画策定と、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の確認のために必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016年7月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ② 評価5項目の確認に必要な現地調査で収集・確認すべき情報を整理する。
- ③ PDM（案）（英文）、PO（案）（英文）等の作成、取りまとめに協力する。
- ④ 他ドナーが実施するプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤ インドネシア側関係機関、民間団体、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成し、JICAへ送付する。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2016年7月中旬～7月下旬）

- ① 当機構インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② 事前評価の方法について、インドネシア側に説明を行う。
- ③ JICA事務所を通じてインドネシア関係機関等に配布した質問票を回収・分析する。

- ④ 以下を含む関連情報・資料を収集し、現状を把握・分析し、課題の抽出を行う。
 - ア) インドネシアのLEDに関する基準認証・産業振興・普及促進・市場取締などの政策、施策等
 - イ) インドネシア側関係機関の実施体制（組織、能力、予算、他機関との関係等）、活動状況
 - ウ) 民間団体や外資企業からみたLED関連制度改善に関する要望等
 - エ) 他ドナーのLED基準認証分野における支援状況
- ⑤ ④の分析結果を取りまとめた上で、協力デザイン（案）の作成に協力する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 本プロジェクトで取り組むべき課題、目指すべき目標・成果、その達成のためのアプローチ等
 - イ) 本プロジェクトで想定される活動、投入、実施体制（案）
 - ウ) 本プロジェクトの成果が持続性を保つための方法、仕組み等
- ⑥ ⑤を踏まえ、PDM（案）、PO（案）の修正、取りまとめに協力する。
- ⑦ ④～⑥を踏まえ、インドネシア関係者との協力デザイン等に関する協議に参加する。
- ⑧ インドネシア関係者との協議で合意された内容を踏まえ、R/D（案）及びM/M（案）の取りまとめに協力する。
- ⑨ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトを分析する。
- ⑩ 担当分野に関わる現地調査結果を当機構インドネシア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2016年7月下旬～8月上旬）

- ① 帰国報告会等に出席し、担当分野に関わる調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）（和文）を取りまとめる。
- ③ 詳細計画策定調査報告書（担当分野）（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 事業事前評価表（案）（和文）1部
- (2) 詳細計画策定調査報告書（担当分野）（案）（和文）1部
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積もりを計上すること）。なお、航空便経路は成田・羽田—ジャカルタ間の経済性を考慮した路線を選択すること。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程
本業務従事者の現地調査期間は2016年7月10日～2016年7月27日を予定しています。
本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。
- ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成（予定）は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) LED基準認証行政（LED基準認証行政機関）

- エ) LED産業振興 (LED普及促進団体)
- オ) LED適合性検査 (LED試験機関)
- カ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

あり (日本語⇄インドネシア語)

オ) 現地日程のアレンジ

当機構によるアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

- ① 以下の資料を当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム (TEL: 03-5226-8046) にて配布します。

● 本プロジェクトの要請書

- ② 以下の資料がJICAナレッジサイト (下記URL) で公開されています。

● インドネシア共和国 製造業要素技術・基幹産業開発 (電気電子) 案件概要表

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VWAJPrint/5B645BC0E016AC83492577E30079F5FB>

● JICA事業評価ハンドブック (Ver. 1)

http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/handbook_ver01.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務従事者は、民間セクター開発に関わる各種調査の経験があることが望ましい。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上